

D 3 - 3
(地 域 - 1 7)

5 年 保 存 (常) (令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 3 - 1 - 4
鹿 交 規 第 9 2 号
鹿 地 第 1 2 1 号
令 和 4 年 5 月 1 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	企画許可係	Tel

乗車，積載の制限外許可の取扱いについて（通達）
見出しのことについては，「乗車，積載の制限外許可の取扱いについて（通達）」（令和3年2月3日付け鹿交規第33号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが，このたび，道路交通法施行令の一部改正に伴い運用の一部を改め，別添のとおり「乗車，積載の制限外許可取扱要領」を定めたので，事務処理に誤りのないようにされたい。
なお，この通達は令和4年5月13日から施行し，旧通達は令和4年5月12日限り廃止する。

別 添

乗車，積載の制限外許可取扱要領

第1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	許可申請者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	許可の申請・・・・・・・・	1
1	必要な書類の提出・・・・・・・・	1
2	同時申請・・・・・・・・	2
第4	許可の原則・・・・・・・・	2
第5	許可の単位及び期間・・・・・・・・	2
1	許可単位・・・・・・・・	2
2	許可期間・・・・・・・・	2
第6	許可の範囲及び許可基準・・・・・・・・	2
1	設備外積載許可・・・・・・・・	2
2	荷台乗車許可・・・・・・・・	3
3	制限外積載許可・・・・・・・・	3
第7	申請書の記載要領・・・・・・・・	9
1	「制限を超える大きさ又は重量」欄・・・・・・・・	9
2	「制限を超える積載方法」欄・・・・・・・・	10
3	記載要領事例・・・・・・・・	11
第8	審査基準・・・・・・・・	11
1	運転の期間及び運転経路・・・・・・・・	11
2	その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図 るため必要と認める事項・・・・・・・・	11
第9	審査方法・・・・・・・・	12
第10	許可の条件・・・・・・・・	12
1	設備外・制限外積載許可・・・・・・・・	12
2	荷台乗車許可・・・・・・・・	12
第11	関係機関等との調整・・・・・・・・	12
1	道路管理者との連携・・・・・・・・	12
2	合同会議の開催等・・・・・・・・	12
第12	交通規制課との調整・・・・・・・・	13
1	制限外積載許可の基準を超える場合・・・・・・・・	13
2	特殊車両の制限外積載許可が2以上の都道府県に及ぶ場合	13
3	交通規制課による照会・・・・・・・・	13
第13	処理手続等・・・・・・・・	13
1	警察署又は高速道路交通警察隊の処理手続・・・・・・・・	13
2	幹部派出所の処理手続・・・・・・・・	14

3	交番等の処理手続	14
4	署所在地及び幹部派出所所在地の処理手続	15
第14	押印済申請書の管理等	15
1	押印済申請書の配布	15
2	押印済申請書の管理	15
第15	運用上の留意事項	16
1	交番等における取扱い	16
2	受付時間	16
3	保存期間等	16
別紙 1 ～ 3		18～20
様式 別記第 1 号様式～別記第 6 号様式		21～26

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第56条及び第57条第3項の規定による乗車又は積載の許可について、許可の基準等必要な事項を定めるものとする。

第2 許可申請者

許可申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が2人以上ある場合には、その全員を申請者とし、制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)の申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、全運転者について、住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載した運転者一覧表を作成させ、申請書に添付させるものとする。

なお、「当該車両の運転者が2人以上ある場合」とは、長距離運行で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一車両について申請に係る運転期間内で運転者が交替する場合等である。

第3 許可の申請

1 必要な書類の提出

出発地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、乗車又は積載に係る許可申請を受け付ける場合又は審査するため必要があると認める場合は、次の書類を各2部ずつ提出を求めるものとする。

(1) 申請書

警察署交通課、幹部派出所窓口及び高速道路交通警察隊窓口において申請を受理する場合は、申請書2通の提出を求めること。

なお、交番及び駐在所(以下「交番等」という。)において受理する場合は、あらかじめ警察署長の公印が押印された申請書(以下「押印済申請書」という。)1通を使用して申請者に作成させ、決裁の過程で複写を1通作成することをもって合計2通の提出があったものとする。

(2) 運転経路図

運転経路図には、出発地及び目的地のほかに通行する道路名を記載させること。ただし、目的地が県外の場合など通行する道路が多数に及ぶ場合は、通行する経路順に道路名を記載した一覧表を作成させ、添付することができる。

(3) 積載物(人員)を積載した状態の車両見取図

車両の積載状況等を写真撮影し、同写真に積載物の長さ等を記載したものを見取図の代わりとすることができる。

(4) 運転免許証の写し

申請時、運転免許証を提示できる場合は提出不要とする。

(5) 自動車検査証の写し

申請時、自動車検査証を提示できる場合は提出不要とする。

(6) 運転者一覧表

運転者が複数の場合のみ、第2に定める運転者一覧表を添付させること。ただし、運転者全員の運転免許証の写しが添付されている場合は、同写しを運転者一覧表に代えることができる。

(7) その他警察署長が審査に必要と認める書類

2 同時申請

同一車両につき、制限外積載許可のほか設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載しても差し支えない。

第4 許可の原則

警察署長等は、法第56条又は同第57条第3項の規定により乗車又は積載の制限外許可をするときは、積載車両の構造、道路の状態、交通の状況等により危険性がないと認められる場合に限り許可するものとする。ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を通行する車両の荷台乗車については、許可しないものとする。

第5 許可の単位及び期間

1 許可単位

許可の単位は、原則として1個（回）の運転行為ごとに対して行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復、継続して行われる運転行為については、次の全ての要件を満たすものに限り、包括して1個（回）の運転行為とみなし処理することができる。

(1) 車両が同一であること。

(2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること（荷台乗車にあつては同一人員内で乗車方法・乗車場所が同一であること。）。

(3) 運転経路が同一であること。

2 許可期間

許可の期間は、当該車両による1個（回）の運転行為の開始から終了までに要する期間とし、1のただし書に該当する場合においては、1年以内とする。

第6 許可の範囲及び許可基準

1 設備外積載許可

(1) 許可対象

設備外積載の許可対象は、次に掲げるいずれかの場合で、かつ、ほかに積載の方法がないと認められるときに限るものとする。

- ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動又は政治活動を行う場合
- イ 広告・宣伝を行う場合
- ウ 祭礼行事等のため装飾を行う場合
- エ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

(2) 許可基準

- ア 運搬経路における道路又は交通の状況等から支障がないと認められること。
- イ 法第55条第2項の規定に違反しない積載方法であること。
- ウ 転落し、又は飛散するなどのおそれのない貨物であること。
- エ 一時的に運搬するものであること。

(3) 留意事項

ルーフキャリアやバイクラック等の手荷物等を運搬するための指定部品（以下「ルーフキャリア等」という。）を、溶接又はリベットによる恒久的取付方法以外の方法で装着した場合において、積載物を積載装置上に積載している場合は、設備外積載の許可を受ける必要はない。ただし、許可不要の積載方法であっても、ルーフキャリア等を溶接又はリベットによる恒久的取付方法で装着した場合には、ルーフキャリア等の規模や形状によっては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条第1項の規定による自動車検査証の記載事項の変更手続を要する場合があるため、当該車両の運転手には運輸支局等への確認を教示すること。

2 荷台乗車許可

(1) 許可対象

荷台乗車の許可対象は、次に掲げるいずれかの場合で、かつ、ほかに乗車の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- ア 公益上又は社会慣習上やむを得ない場合
- イ その他警察署長等が特にやむを得ないと認める場合

(2) 許可基準

- ア 運行経路における道路の状況等から、転落、転覆等危険がないと認められること。
- イ 法第55条第2項の規定に違反しない乗車方法であること。
- ウ 乗車人員は、当該車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上必要最小限度であること。
- エ 制動能力、操作性の低下等に起因する運転上の危険性が生ずるおそれがないこと。

3 制限外積載許可

(1) 許可対象

制限外積載の許可対象は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条に規定する積載物の重量，大きさ又は積載の方法の制限を超えることとなる貨物を運搬する場合であって，その貨物が電柱，変圧器等のように形態上単一物件であり，分割し，又は切断することにより，当該貨物自体の効用又は価値を著しく損する場合に限るものとする。

なお，貨物が分割できないものであるか否かについては，その貨物自体の属性により客観的に判断するものとし，運転者，貨物の所有者等の主観的事情（経費節約，時間の短縮等）によって判断しないこと。

(2) 許可基準

ア 運搬経路における道路，交通の状況等から，支障がないと認められること。

イ 法第55条第2項の規定に違反しない積載方法であること。

ウ 積載物の長さ，幅及び高さ並びに積載の方法が，次に掲げるいずれかの基準を超えることとなる場合は，原則として許可をしてはならない。

また，積載物の重量については，令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合は，原則として許可をしてはならない。

(ア) 大型自動車，中型自動車，準中型自動車，普通自動車及び大型特殊自動車

a 積載物の「長さ」

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし，積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル，フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル，ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超えることとなつてはならない。

b 積載物の「幅」

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし，積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えることとなつてはならない。

c 積載物の「高さ」

4.3メートル（三輪の普通自動車及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第7

条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル) から
その自動車の積載する場所の高さを減じたもの

d 積載の方法

- (a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを
超えてはみ出さないこと。
- (b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さ
ないこと。

e 留意事項

- (a) 車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条又は第5条
から第7条までに規定する長さ12メートル、幅2.5メー
トル、高さ3.8メートルのいずれかを超える車両（以下「特
殊車両」という。）については、道路法（昭和27年法律第
180号）の規定により道路管理者の発行する特殊車両通行
許可証又は特殊車両通行認定書（以下「通行許可」とい
う。）の交付を受ける必要があることから、申請者には制
限外積載許可とは別途通行許可が必要である旨を教示する
こと。
- (b) 牽引する場合で、車両の全長が25メートルを超えるとき
は、公安委員会が行う制限外牽引許可を受ける必要がある。
この場合、申請書類は出発地を管轄する警察署（以下「受
付署」という。）を経由して、交通部交通規制課（以
下「交通規制課」という。）へ送付するものとする。交通
規制課において審査及び許可証の作成を行い、許可証を受
付署へ返送するので、受付署において申請者に許可証を交
付すること。

(イ) 小型特殊自動車

a 積載物の「長さ」

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの

b 積載物の「幅」

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの

c 積載物の「高さ」

2.5メートルから、その自動車の積載する場所の高さを減
じたもの

d 積載の方法

- (a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを
超えてはみ出さないこと。
- (b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さ

ないこと。

(ウ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車

a 積載物の「長さ」

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さ

側車付きの二輪車にあっては、当該二輪車の長さにその長さの10分の5の長さを加えたもの

b 積載物の「幅」

当該二輪車の幅（総排気量0.125リットル以下又は定格出力1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

側車付きの二輪車にあっては、当該二輪車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の側車付き二輪車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えてはならない。

c 積載物の「高さ」

2.5メートルから、当該二輪車の積載をする場所の高さを減じたもの

d 積載の方法

(a) 乗車装置又は積載装置の前後からその長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 積載物を積載した状態の二輪車及び積載物全体の幅が当該二輪車の幅を超えないこと（総排気量0.125リットル以下又は定格出力1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(エ) 原動機付自転車

a 積載物の「長さ」

原動機付自転車の積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ

b 積載物の「幅」

原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

c 積載物の「高さ」

2.5メートルから原動機付自転車の積載する場所の高さを減じたもの

d 積載方法

(a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

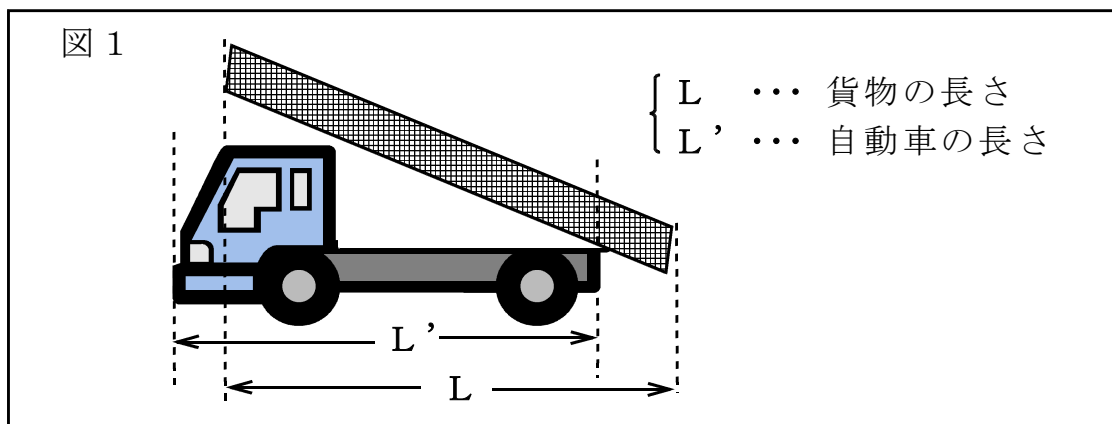
(b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が、当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(3) 積載物の測定方法

令第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次に掲げる方法によるものとする。

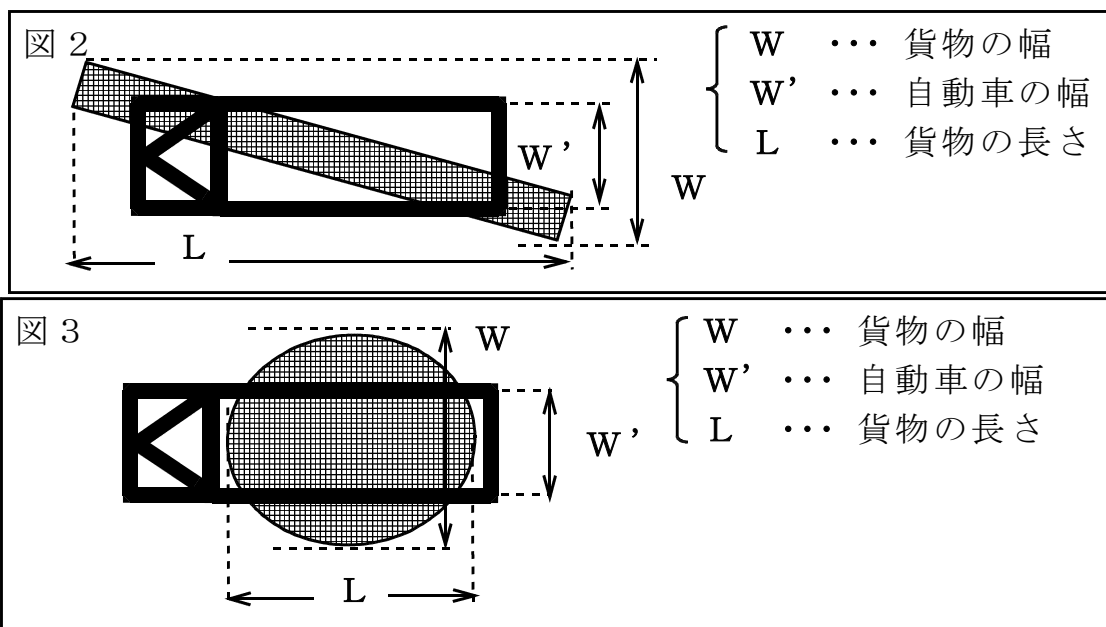
ア 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（図1参照）



イ 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。(図2，3参照)



ウ 高さ

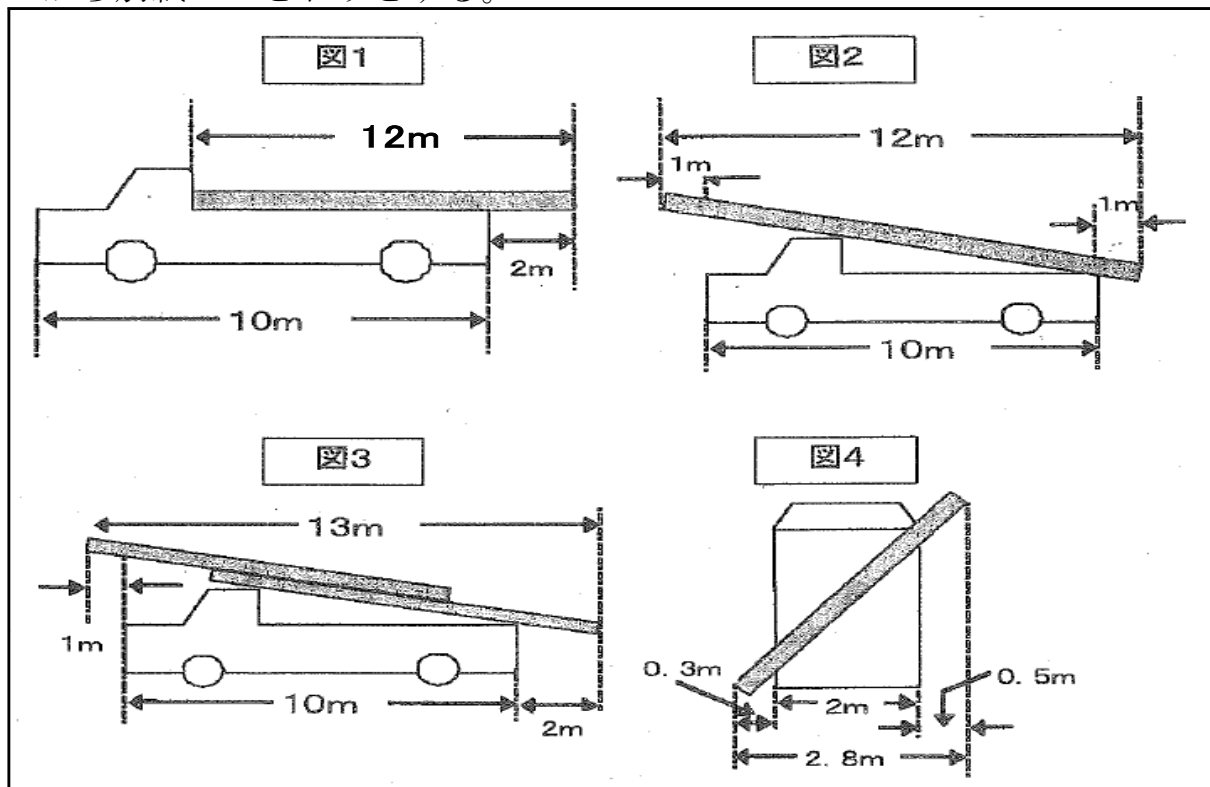
高さは、貨物自体の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る。

第7 申請書の記載要領

申請書の「制限を超える大きさ又は重量」欄と「制限を超える積載の方法」欄の記載要領は、次のとおりとする。

なお、各欄において記載の必要がないものについては斜線を引くことなく、空欄のままにしておくこと。

次のとおり4通りの事例を示すとともに、計算方法については別紙1から別紙3のとおりとする。



1 「制限を超える大きさ又は重量」欄

(1) 長さ（許可基準：はみだし長は車長の10分の5以内）

積載物の全長（投影法による測定）から（自動車の長さとその10分の2を加えた長さ）を減じた長さを記載すること。

したがって、図1の場合は記載を要しないが、図2及び図3の場合は、12メートルを超える長さを記載することとなる。

計算式：（積載物の全長）－（車長＋車長の10分の2）＝（記載する長さ）

$$(\text{図1}) : 12 - (10 + 2) = 0 \text{ m}$$

$$(\text{図2}) : 12 - (10 + 2) = 0 \text{ m}$$

$$(\text{図3}) : 13 - (10 + 2) = 1 \text{ m}$$

※大型自動二輪車及び普通自動二輪車の場合

計算式：（乗車装置又は積載装置の前後にはみ出した積載物の長さ）－0.3m

- (2) 幅（許可基準：はみだし幅 1 m 以内。ただし全幅 3.5m 以内）

積載物の全幅（投影法による測定）から（自動車の幅にその10分の2を加えた幅）を減じた長さを記載すること。

したがって、図4の場合は2.4メートルを超える幅を記載することとなる。

計算式：（積載物の全幅）－（車幅＋車幅の10分の2）＝（記載する幅）

（図4）： $2.8 - 2.4 = 0.4\text{m}$

※大型自動二輪車，普通自動二輪車及び原動機付自転車の場合（許可基準：許可しない。ただし，法の許容範囲は乗車装置又は積載装置の左右に各0.15m以内）

- (3) 高さ（許可基準：4.3m 以内）

積載物の全高（地上から測定）から3.8mを減じた長さを記載すること。

計算式：（積載物の全高）－3.8m

※大型自動二輪車，普通自動二輪車，小型特殊自動車及び原動機付自転車の場合（許可基準：2.5m 以内）

計算式：（積載物の全高）－2 m

※三輪の普通自動車及び規則第7条の16に規定する普通自動車の場合（許可基準：3.0m 以内）

計算式：（積載物の全高）－2.5m

2 「制限を超える積載の方法」欄

- (1) 前後

自動車の車体の前後から，自動車の長さの10分の1の長さの範囲を超えた長さをそれぞれ記載すること。

したがって，図2の場合は記載を要しないが，図1及び図3の場合は，それぞれ後ろ1メートルが制限を超える積載方法となる。

計算式：（前後にはみ出している積載物の長さ）－（車長の10分の1）＝（記載する制限を超える積載方法）

（図1後）： $2 - 1 = 1\text{ m}$

（図2前）： $1 - 1 = 0\text{ m}$ ，（図2後）： $1 - 1 = 0\text{ m}$

（図3前）： $1 - 1 = 0\text{ m}$ ，（図3後）： $2 - 1 = 1\text{ m}$

※大型自動二輪車及び普通自動二輪車の場合

計算式：（乗車装置又は積載装置の前後にはみ出した積載物の長さ）－0.3m

- (2) 左右

自動車の車体の左右から，自動車の幅の10分の1を超えてはみ出

ている幅をそれぞれ記載すること。

したがって、図4の場合は、左0.1メートル、右0.3メートルと記載すること。ただし、安定性を確保するため、原則として左右にはみ出す幅は均等に割り振ることとする。

(3) 令第22条第3号及び第4号の関係

第3号は、積載物の長さ、幅及び高さの制限規定であり、第4号は積載物の積載方法の制限規定である。

したがって、第3号の長さ、幅又は高さの制限を超えない場合であっても第4号の積載方法の制限に該当する場合があります、その場合は許可が必要となる。

3 記載要領事例

図1から図4までの場合における申請書の記載要領は、次の表のとおりである。

	制限を超える 大きさ又は重量				制限を超える 積載の方法			
	長さ	幅	高さ	重量	前	後	左	右
図1						1 m		
図2								
図3	1 m					1 m		
図4		0.4m					0.1m	0.3m

第8 審査基準

申請を受け付けた警察署長等は、次に掲げる事項について、第6の許可の範囲及び許可基準に基づき審査すること。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがある場合又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認める場合は、補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。

1 運転の期間及び運転経路

(1) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

2 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第

71条第4号に照らし適切であると認められること。

- (2) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第9 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第10 許可の条件

出発地を管轄する警察署長等が付することができる条件は、令第24条第1項第1号（貨物の見やすい箇所に、昼間にあっては0.3メートル平方以上の大きさの赤色の布を、夜間にあっては赤色の灯火又は反射器をつけること。）、第2号（車両の前面の見やすい箇所に法第58条第1項の制限外許可証を掲示すること。）及び第3号（道路における危険を防止するため必要と認める事項）に規定するもののほか、次に掲げる事項とする。

1 設備外・制限外積載許可

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理員による誘導整理等に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

2 荷台乗車許可

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 乗車の場所及び方法に関する事項
- (4) 荷台に乗車した者の転落防止に関する事項

第11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長等は、制限外積載許可の申請に係る積載による運転が道路法第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るよう努めるものとする。

2 合同会議の開催等

警察署長等は、許可審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸支局、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運搬経路の円滑と運搬中の交通事故防止

等について必要な申合せを行うように努めるものとする。

第12 交通規制課との調整

1 制限外積載許可の基準を超える場合

許可の申請に係る積載物の重量，長さ，幅及び高さ並びに積載の方法が第6の3の基準を超えることとなる場合であって，許可の必要があると認めるときは，当該許可に関し，交通規制課と協議するものとする。（例：ロケット搬送，風車搬送等）

2 特殊車両の制限外積載許可が2以上の都道府県に及ぶ場合（車両制限令を超える車両）

特殊車両の制限外積載許可が2以上の都道府県にまたがる場合の許可の取扱いについては，許可の前に交通規制課に次に掲げる事項を文書報告し，協議しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 運行経路図（路線名の一覧表を含む。）
- (3) 積載図
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) その他審査に必要と認める書類

3 交通規制課による照会

交通規制課は2に定める文書報告を受理した場合は，九州管内にあっては運搬経路を管轄する県へ，複数の管区にわたる場合にあっては九州管区警察局広域調整部広域調整第二課を通じて日時，経路，積載物の種類，大きさ等，通行に係る支障の有無を文書照会するものとする。

なお，輸送上の注意，指示，必要があれば経路変更等を行い，警察署等に回答するものとする。

第13 処理手続等

1 警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の処理手続

(1) 申請の受理・交付

出発地を管轄する警察署等窓口で申請書を受け付け，許可基準等に基づき許可しても支障がないと判断したときは，制限外積載等許可申請処理簿（別記第2号様式）に所要事項を記載の上，決裁を受けること。

決裁は，制限外許可証（以下「許可証」という。）欄及び訂正箇所警察署長等の公印を押印して許可証を作成し，当該申請者に交付すること。

交付時期については，行政手続法（平成5年法律第88号）に基づ

く審査基準（受付から交付まで5日以内）に従って処理することとなるが、原則、即日交付とする。

なお、許可証に付す許可番号は算用数字1から始める一連番号とし、「第〇号」の要領により記載すること。

(2) 申請書控えの編冊・保管

申請書は、許可番号順に編冊保管すること。

2 幹部派出所の処理手続

(1) 申請の受理・交付

幹部派出所窓口で申請書を受け付け、許可基準に基づき許可しても支障がないと判断したときは、制限外積載等許可申請処理簿（幹部派出所用）（別記第3号様式）に所要事項を記載の上、幹部派出所長の決裁を受けること。

決裁後は、許可証欄及び訂正箇所には警察署長の公印を押印して許可証を作成し、当該申請者に交付すること。

交付時期については、1(1)と同様とする。

なお、幹部派出所で付す許可番号については、算用数字1から始める一連番号とし、「第幹一〇号」の要領により記載すること。

(2) 申請書控えの編冊・保管

申請書は許可番号順に編冊し、幹部派出所において保管すること。

3 交番等の処理手続

(1) 決裁及び許可番号の付与

交番等で申請書（押印済申請書に限る。）を受け付けた場合は、記載内容を許可基準に基づき確認後、同申請書を警察署にファックス送信の上、決裁及び許可番号の付与を受けること。

交付時期については、1(1)と同様とする。

なお、幹部派出所が管轄する駐在所については、幹部派出所長の決裁及び許可番号の付与を受けること。

(2) 処理簿への記載及び許可証の交付

許可番号を付与された許可証については、制限外積載等許可申請処理簿（交番・駐在所用）（別記第4号様式）に所要事項を記載の後、許可証の写し1部を作成し、原本を許可証として当該申請者に交付すること。この場合において、許可条件を別紙として交付する場合は、許可証と許可条件書を「契」と刻印されているスタンプで割印すること。

なお、同スタンプのない交番等にあつては、取扱者の私印により割印すること。

(3) 許可証写しの保管管理

作成した許可証の写しについては、警察署交通課において保管管理することとなるので通送等により確実に交通課へ送付すること。

なお、幹部派出所が管轄する駐在所については、幹部派出所において保管管理すること。

4 署所在地及び幹部派出所所在地の処理手続

署所在地において取扱いをする場合は、警察署交通課を通じ、1に準じた処理手続を、幹部派出所所在地において取扱いをする場合は、幹部派出所交通担当を通じ、2に準じた処理手続を行うこと。

第14 押印済申請書の管理等

1 押印済申請書の配布

押印済申請書は、交通課長又は幹部派出所長において一括管理し、管轄する交番等へ配布するものとする。

なお、警察署交通課、幹部派出所窓口において使用する申請書は、警察署長公印のないものを使用するものとする。

2 押印済申請書の管理

(1) 警察署交通課又は幹部派出所における管理

ア 払出要領

交通課長又は幹部派出所長は、管轄する交番等に押印済申請書を配布する際は、押印済申請書の右上欄外に警察署一連番号又は幹部派出所一連番号(以下「管理番号」という。)を付すとともに、制限外積載等許可申請書受払簿(警察署・幹部派出所用)(別記第5号様式。以下「受払簿(警察署等用)」という。)により、払出年月日、払出数、管理番号、取扱者、施設名を記載し、押印済申請書を受領した交番等の勤務員から「受領印」欄に受領印を徴収して管理すること。

なお、管理番号は、年号の2桁と4桁の年別一連番号を算用数字を用いて記載すること。例えば、令和4年の一連番号は「040001」から始めるものとし、幹部派出所で付す管理番号については、「幹040001」から始めるものとする。

イ 返納要領

各交番等に配布した未使用の押印済申請書は、暦年ごとに交通課又は幹部派出所において回収し、受払簿(警察署等用)に返納年月日、返納数、管理番号、取扱者、施設名を記載し、押印済申請書を返納した交番等の勤務員から「受領印」欄に返納者印を徴収すること。

また、備考欄には「未使用分を回収」と記載して、交通課長又は幹部派出所長立会いの上で裁断処理すること。

なお、交番等より誤記となった押印済申請書が返納されたときも同様に、受払簿（警察署等用）に必要事項と備考欄へ「誤記により返納」と記載し、交通課長又は幹部派出所長立会いの上で裁断処理すること。

(2) 交番等における管理

押印済申請書を受け取った交番等にあつては、制限外積載等許可申請書受払簿（交番・駐在所用）（別記第6号様式。以下「受払簿（交番等用）」という。）に受入数、残数、管理番号を記載すること、払出数、残数、管理番号、払出先（申請者名及び許可番号）を記載して管理すること。

また、未使用の押印済申請書を返納するときは、受払簿（交番等用）に払出数、残数、管理番号を記載し、備考欄へ「未使用分を返納」と記載して警察署交通課又は幹部派出所へ返納すること。

なお、押印済申請書を誤記し、使用できなくなったときも同様に、受払簿（交番等用）に必要事項を記載した後、「申請者氏名」欄に「誤記」と朱書きし、備考欄へ「未使用分を返納」と記載して警察署交通課又は幹部派出所へ返納すること。

第15 運用上の留意事項

1 交番等における取扱い

交番等における許可の取扱いについては、制限外許可の対象となる「長さ」についてのみ取り扱うこととする。

なお、第12の1及び2に該当する場合は、警察署において処理するものとする。

2 受付時間

(1) 基本事項

執務時間外の申請については、決裁権者が不在となることから受け付けないものとする。

(2) 選挙運動期間中における措置

選挙運動期間中については、候補者の選挙運動のために使用する自動車又は確認団体が使用する政治活動用自動車（以下「選挙運動用自動車等」という。）の故障に伴う車両入替えや運転者の追加等のため、新たな設備外積載等の許可が必要となる場合が想定される。

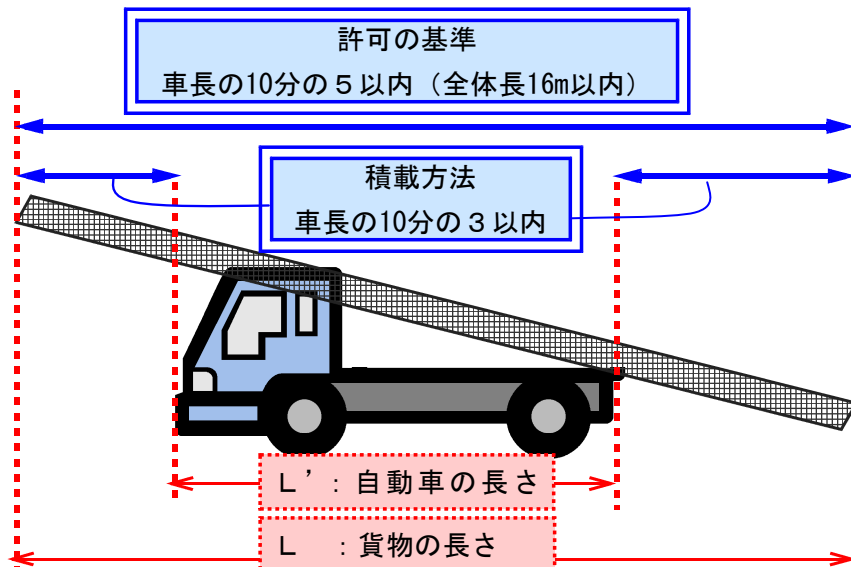
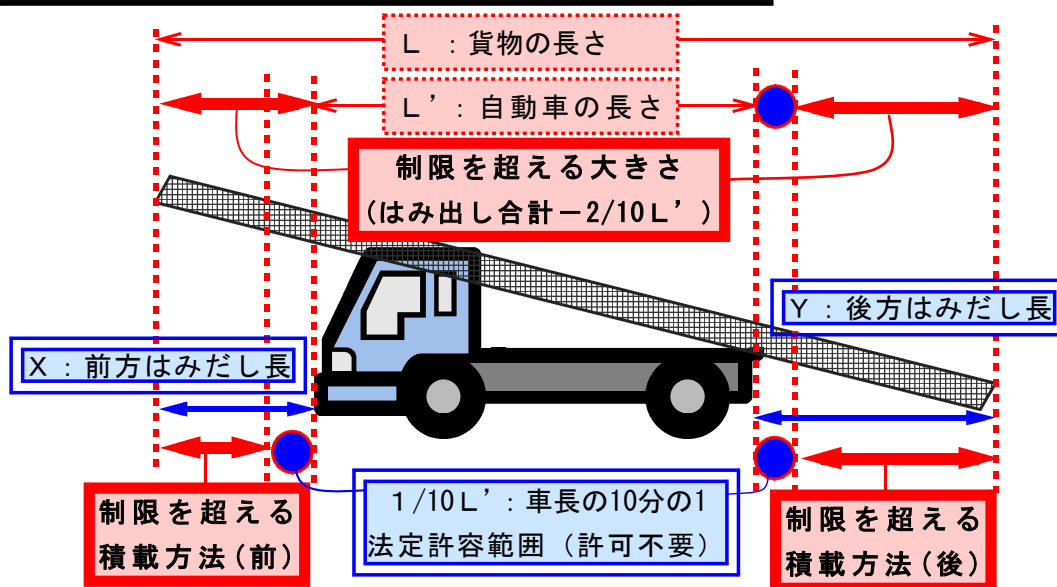
よって、選挙運動期間中においては、執務時間外に選挙運動用自動車等に係る申請がなされた場合は申請を受け付けることとする。

なお、申請受理後は速やかに審査及び決裁を行い、許可証を原則、即日交付すること。

3 保存期間等

別記第 1 号様式から別記第 6 号様式及び申請書写しの保存期間は 1 年とする。

【長さ】 許可基準と積載方法

【長さ】 制限を超える大きさ } 計算方法
制限を超える積載方法 }

凡例 { L : 貨物の長さ { X : 前方はみだし長
 L' : 自動車の長さ Y : 後方はみだし長

計算方法

●制限を超える大きさ（長さ）

貨物の長さから、車長に車長の10分の2の長さを加えたものを減じたもの
(計算式) : $L - (L' + 2/10 L')$

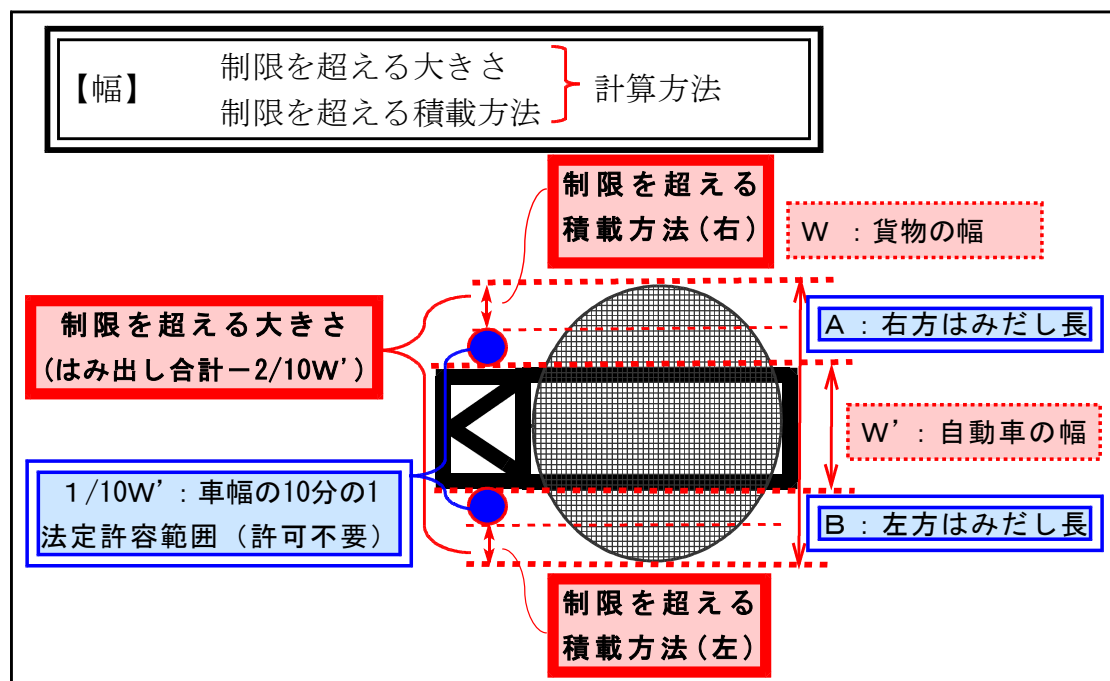
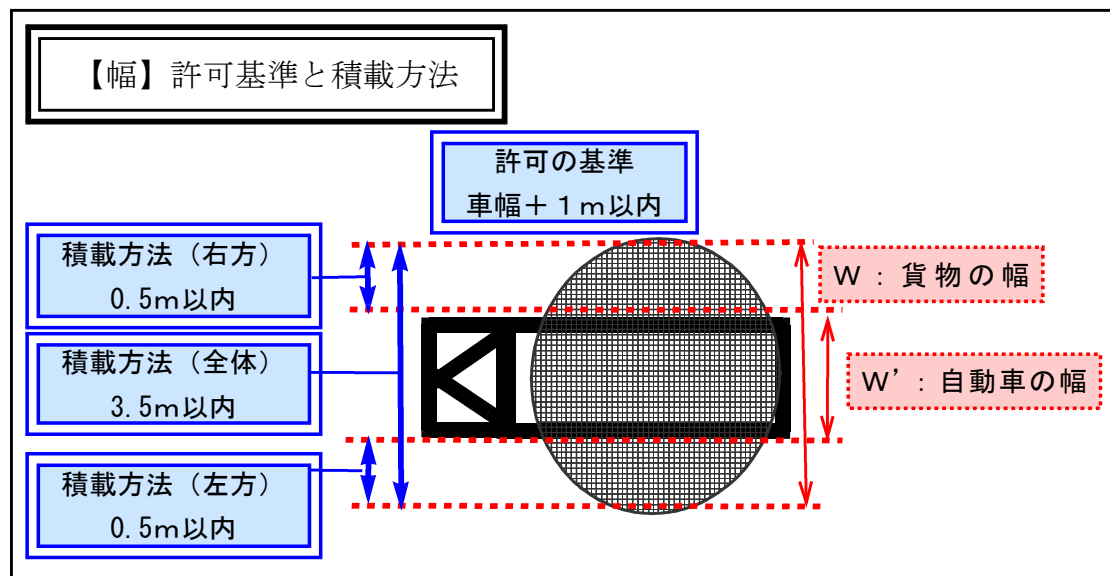
●制限を超える積載方法（前）

前方はみ出し長から、車長の10分の1の長さを減じたもの
(計算式) : $X - 1/10 L'$

●制限を超える積載方法（後）

後方はみ出し長から、車長の10分の1の長さを減じたもの
(計算式) : $Y - 1/10 L'$

※自動二輪車，原動機付自転車は，積載装置の2倍の長さまで



凡例

W : 貨物の幅
W' : 自動車の幅

A : 右方はみだし幅
B : 左方はみだし幅

計算方法

●制限を超える大きさ（幅）

貨物の幅から、車幅に車幅の10分の2の幅を加えたものを減じたもの
（計算式）： $W - (W' + 2/10W')$

●制限を超える積載方法（右）

右側はみ出し長から、車幅の10分の1の長さを減じたもの
（計算式）： $A - 1/10W'$

●制限を超える積載方法（左）

左側はみ出し長から、車幅の10分の1の長さを減じたもの
（計算式）： $B - 1/10W'$

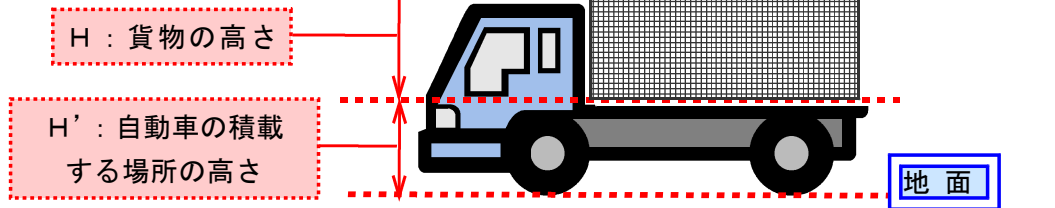
※自動二輪車，原動機付自転車は，当該車両の幅を超えてはならない。

【高さ】許可基準と積載方法

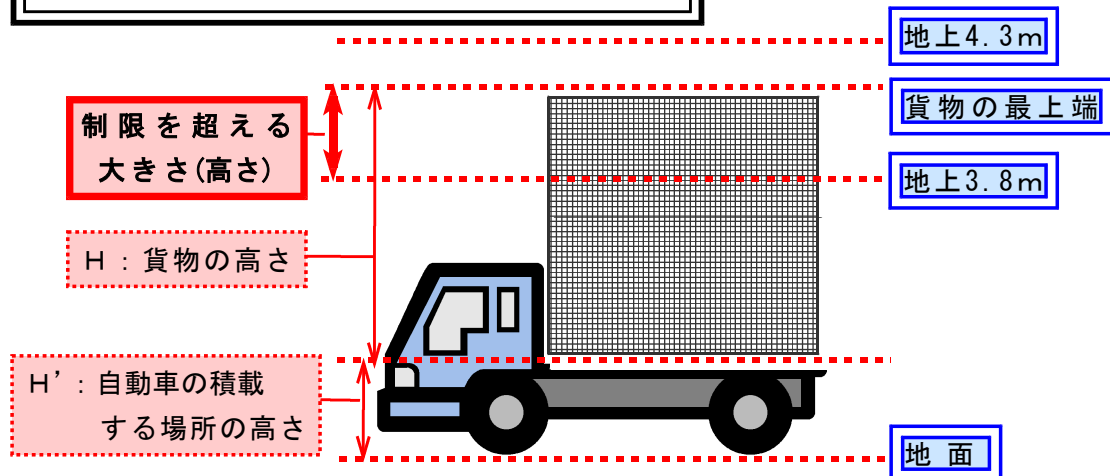
許可基準

積載物の高さは、4.3mから、その自動車の積載する場所の高さを減じたもの
(地上から4.3mまで積載可)

許可の範囲
地上3.8から4.3mまで
(3.8 mまでは許可不要)



【高さ】制限を超える大きさ 計算方法



凡例

{ H : 貨物の高さ
 H' : 自動車の積載する場所の高さ

計算方法

●制限を超える大きさ（高さ）

(地上から貨物の最上端までが、3.8 mを超える場合)
地上から貨物の最上端までの高さから、3.8 mを減じたもの
(計算式) : $(H' + H) - 3.8m$

※三輪の普通自動車，軽自動車は地上 3 mまで

※小型特殊自動車，自動二輪車，原動機付自転車は地上 2.5 mまで

別記

第1号様式（第2関係）

管理番号				
制限外積載 設備外積載 荷台乗車				
許可申請書				
年 月 日				
警察署長 殿				
住所 申請者 氏名				
申請者の免許の種類		免許証番号		
車両の種類		番号標に表示されている番号		
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号				
制限外許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日				
警察署長 [印]				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第2号様式(第13の1(1)関係)

制限外積載等許可申請処理簿

決 裁				管理番号	申請受理月日	申 請 者 住所・氏 名	有 効 期 限	件 名 (運搬物品名, 乗車人数)	車両登録番号	交番・駐在所	交付日
課長等	代理	主任	担当者	許可証番号	許 可 月 日					取扱者	受領者
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						

※「管理番号」欄は、地域施設に配付されている許可証に付された番号を記載すること

制限外積載等許可申請処理簿(幹部派出所用)

決 裁				管理番号	申請受理月日	申 請 者 住所・氏 名	有効期限	件 名 (運搬物品名, 乗車人数)	車両登録番号	交番・駐在所	交付日
課長等	代理	主任	担当者	許可証番号	許 可 月 日					取扱者	受領者
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						
					月 日		月 日				月 日
					月 日						

※「管理番号」欄は、地域施設に配付されている許可証に付された番号を記載すること

第4号様式(第13の3(2)関係)

制限外積載等許可申請処理簿(交番・駐在所用)

管理番号	申請月日	警 察 署 報告月日	本署許可 回答月日	許可証番号	申 請 者 住所・氏 名	件 名 (運搬物品名, 乗車人数)	車両登録番号	有効期限	交付日	備 考
									受領者	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日					月 日	月 日	

※ 「本署許可回答月日」欄は、警察署から許可の可否結果の通知があった日を記載すること

制限外積載等許可申請書受払簿(警察署・幹部派出所用)

[illegible]

※1 新年には、新たに押印済申請書を作成し、各地域施設に払出すること(1月受付分から使用できるように配付)。
 ※2 年末には、払出した押印済申請書を回収し、交通課長等立会いの下で細断処理すること(備考欄に「未使用分を回収」と記載)。
 ※3 誤記となった押印済申請書が返納された場合も、交通課長等立会いの下で細断処理すること(備考欄に「誤記により返納」と記載)。

制限外積載等許可申請書受払簿(交番・駐在所用)

受払年月日	受払状況				払出先		備考
	受入数	払出数	残数	管理番号	申請者氏名	許可証番号	

※1 新年には、新たに押印済申請書の受入を行うこと(備考欄に「交通課より受入れ」と記載)。

※2 年末には、未使用の押印済申請書を交通課へ返納すること(備考欄に「未使用分を返納」と記載)。

※3 申請書を誤記した場合も、交通課へ返納すること(備考欄に「誤記により返納」と記載)。